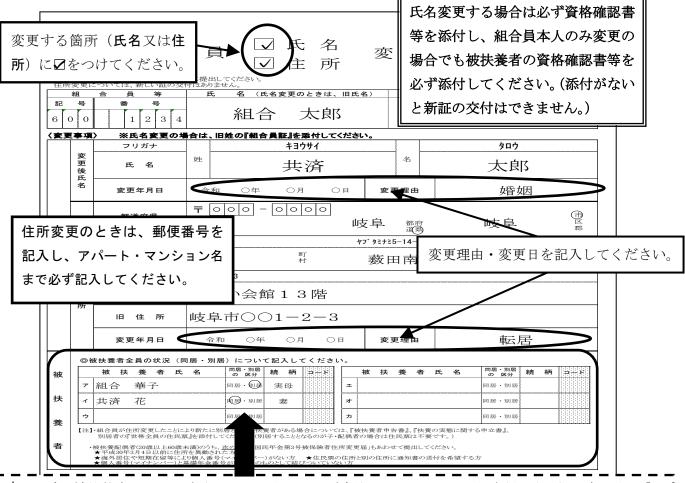
## 組合員氏名 · 住所変更申告書

組合員が氏名又は住所を変更したときに提出してください。

(注)被扶養者の氏名訂正、別居先の住所変更は、被扶養者申告書〔変更〕を提出してください。【扶-14】



□ ☆ 現在、被扶養者として認定されているすべてのご家族について記入し、組合員氏名・住所変更後の「組 □ 合員と同居・別居」の状況を記入してください。

別居により扶養の実態がなくなり、**扶養を取消すことになった場合は<u>被扶養者申告書〔取消〕</u>及び**必要 <mark>書類等</mark>を提出してください。【扶ー13】

## 【添付書類】

(氏名変更をする場合)

- ・組合員証・被扶養者証・資格確認書・高齢受給者証・限度額認定証・後期高齢者組合員証明書(持っている場合)
- ※組合員の氏名のみ変更する場合でも、被扶養者分も添付が必要です。組合員証及び被扶養者証については、令和7年 12月2日以降は添付不要です。資格情報通知書の添付は必要ありません。
- ·被扶養者申告書(変更)等
- ・外国籍の方などの場合は、外国籍組合員(被扶養者)の氏名表記等登録申請書

## (住所変更をする場合)

- ・被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)のうち、★に該当する方は「国民年金第3号被保険者住所変更届」
- ★海外居住や短期在留等により個人番号がない方 ★住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する方
- ★個人番号と基礎年金番号が同一人のものとして結びついていない方

## (組合員が住所変更したことにより新たに別居となる被扶養者がある場合)

・上記の「☆」欄をご覧ください。

※状況によっては、上記以外の書類を必要とすることがあります。